

東日本大震災に係る
中小企業復興支援・雇用対策
(当面の対策)

平成23年12月27日

茨城県商工労働部

【 目 次 】

I 中小企業復興支援について

1	相談窓口の開設	1
2	関係団体等への要請	3
3	資金繰りに関する支援	3
4	技術・経営に関する支援	8
5	事業協同組合等への支援	10
6	中小企業等のグループへの支援	10
7	二重債務問題に対する支援	11
8	BCP(事業継続計画)策定に関する支援	11
9	県税に関する特例	12
10	風評被害対策	14

II 雇用対策について

1	相談窓口の開設	15
2	雇用の維持に関する支援	17
3	離職者等への支援	18
4	離職者等の雇用に関する支援	19
5	雇用の場の創出	20
6	再就職のための公共職業訓練の実施	20
7	勤労者等の生活支援融資制度	21

はじめに

茨城県では、3月11日に発生した東日本大震災により被災された県内中小企業等の皆様方の復旧・復興へ向けた取組を支援するとともに、震災の影響を受け離職を余儀なくされた方々の再就職など雇用対策を推進するため、関係機関と連携し、早急を実施すべき当面の対策として、以下の施策を取りまとめ実施することといたしました。

I 中小企業復興支援について

1 相談窓口の開設

(1) 資金繰り、技術・経営及び貿易に関するワンストップ相談窓口

被災された中小企業等の資金繰りや技術、経営、貿易など様々な経営課題に対応するため、各商工会や商工会議所等に設けられている特別相談窓口等をバックアップする相談窓口を開設しました。

名称	概要等	問い合わせ先
中小企業震災復興特別相談窓口	設置場所：茨城県商工労働部産業政策課内 受付時間：9：00～17：00 相談内容：①金融に関する相談 ②機械や設備など技術に関する相談 ③経営課題に関する相談 ④貿易に関する相談	茨城県商工労働部 産業政策課 TEL 029-301-3530

(2) 商工会、商工会議所等の相談窓口

被災された中小企業等の事業活動の再開・継続や融資等に係る様々な経営相談に応じるため、県内の商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会に特別相談窓口を設置しました。

名称	概要等	問い合わせ先
地震災害に関する特別相談窓口	設置場所：商工会（県内43カ所） 商工会議所（県内8カ所） 中小企業団体中央会 ※中央会では事業協同組合など団体組織からの相談を受付けています。 相談内容：中小企業等の様々な経営相談 受付時間：9:00～17:00	茨城県商工会連合会 TEL 029-224-2635 茨城県商工会議所連合会 TEL 029-226-1854 茨城県中小企業団体中央会 TEL 029-224-8030

(3) 海外展開に関する相談窓口（風評被害関係）

福島第一原発事故に伴う中小企業等の海外展開に関する課題（風評被害等）に対応するため、(財)茨城県中小企業振興公社に「海外放射線規制に係る貿易相談窓口」を開設しました。また、日本貿易振興機構にも相談窓口が開設されています。

名 称	概 要 等	問 い 合 せ 先
海外放射線規制に係る貿易相談窓口	設置場所：(財)茨城県中小企業振興公社 中小企業情報センター 受付時間：9：00～17：00（平日） 相談内容：①原発事故に係る各国の輸入規制等に関する相談 ②放射線検査証明に関する相談 ③その他貿易に関する相談	(財)茨城県中小企業振興公社 中小企業情報センター TEL 029-224-5412
緊急災害対策のための相談窓口	設置場所：日本貿易振興機構東京本部 相談内容：海外とのビジネスにトラブルが発生した場合の対応等 受付時間：9:00～17:00（平日）	日本貿易振興機構（JETRO） ビジネス情報サービス課 TEL 03-3582-5227

(4) 中小企業基盤整備機構の相談窓口

中小企業への震災復旧に係る専門家派遣や仮施設整備等に対応するため、中小機構関東支部に相談窓口が開設されています。

名 称	概 要 等	問 い 合 せ 先
中小機構 関東支部 相談窓口	相談内容：①専門家派遣の情報提供・ニーズ把握 ②仮施設整備事業の情報提供・ニーズ把握 ③電話・窓口での経営相談 受付時間：9:00～17:00（平日）	中小企業基盤整備機構関東支部 企画調整課 TEL 03-5470-1509

(5) 原子力損害賠償等に関する電話相談

県では、東京電力福島原子力発電所事故に係る補償相談等に対応するため、補償対策室を設置しました。

名 称	概 要 等	問 い 合 せ 先
原子力損害賠償等に関する電話相談	相談内容：①原子力損害賠償制度について ②原子力損害賠償紛争審査会が定める指針について ③損害賠償に係る手続き など 受付時間：8:30～17:30（平日）	福島原発事故補償対策室 (県庁舎 3 階県民相談センター内) TEL 029-301-3200 ※左記時間以外 TEL 029-301-5974

2 関係団体等への要請

(1) 金融機関

県は、3月18日、県内金融機関等に対し、被災企業等に対する円滑な融資の実行並びに被災企業の既存債務に係る返済猶予等条件変更の対応を要請しました。

(2) 機械メーカー

県は、3月17日、機械メーカーの各業界団体に対し、被災企業の機械の入替、修理、精度出し等への優先的な協力を要請しました。

※要請先：(社)日本産業機械工業会、日本精密測定機械工業会、東京科学機器協会、
(社)日本工作機械工業会及び(社)日本鍛圧機械工業会

3 資金繰りに関する支援

(1) 県制度融資関係

被災された中小企業等の資金繰りを支援するため、茨城県中小企業資金融資制度の災害対策融資（緊急対策枠）について融資条件等の特例を定めるとともに、小規模企業向け設備導入資金貸付制度について被災した企業の既往貸付金の償還期間を2年延長しました。

名称	概要等	問い合わせ先
東日本大震災復興緊急融資	<p>東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等で、次のアからウのいずれかに該当するものが対象となります。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するもの</p> <p>a 市町村長等から東日本大震災に係る罹災証明を受けたもの</p> <p>b 東日本大震災に係る原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有することについて、市町村長等の証明を受けたもの</p> <p>融資限度額：設備資金8千万円 運転資金8千万円 設備・運転資金併用8千万円</p> <p>融資期間：設備資金10年（据置3年）以内 運転資金10年（据置2年）以内 設備・運転資金併用10年（据置2年）以内</p> <p>融資金利：1.2～1.5%</p> <p>保証料：0.7%（県が全額補助）</p> <p>イ 東日本大震災の影響により、震災発生後1か月当たりの売上高等が、前年同期比で5%以上減少したもの</p> <p>融資限度額：運転資金8千万円</p> <p>融資期間：運転資金10年（据置2年）以内</p> <p>融資金利：1.2～1.5%</p> <p>保証料：0.45～1.9%（県が5割補助）</p>	<p>（制度について）</p> <p>茨城県商工労働部産業政策課 TEL 029-301-3530</p> <p>（申込窓口）</p> <p>県内の各商工会 県内の各商工会議所 中小企業団体中央会</p>

	<p>ウ 次のいずれかに該当することについて、市町村長の認定を受けたもの</p> <p>a 東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少したもの又は減少が見込まれるもの。ただし、特定被災区域外の事業者については、特定被災区域内の事業者との取引関係により売上高等が減少したもの又は減少が見込まれるものに限る。</p> <p>b 特定被災区域外の事業者であって、東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比で、15%以上減少したもの又は15%以上減少が見込まれるもの</p> <p>融資限度額：設備資金8千万円 運転資金8千万円 設備・運転資金併用8千万円</p> <p>融資期間：設備資金10年（据置3年）以内 運転資金10年（据置2年）以内 設備・運転資金併用10年（据置2年）以内</p> <p>融資金利：1.2～1.5%</p> <p>保証料：0.7%（県が5割補助）</p> <p>【特定被災区域】 守谷市，八千代町，五霞町，境町以外の県内40市町村</p> <p>(注) アの対象者の運転資金及び特定被災区域外の事業者の設備資金については、事業の再建に必要な資金に限られます。 ウの対象者の据置期間については、特定被災区域外の中小企業者の方は2年以内に限られます。</p>	
<p>東日本大震災復興緊急融資 利子補給</p>	<p>東日本大震災復興緊急融資を受けた企業に、利子を補給します。</p> <p>補給機関：融資を受けた後3年間 補給率：直接被害 全壊10/10 半壊一部損壊1/2 間接・風評被害1/3</p>	<p>(制度について) 茨城県商工労働部 産業政策課 TEL 029-301-3530</p> <p>(申込窓口) 県内の各商工会 県内の各商工会議所 中小企業団体中央会</p>
<p>設備資金融資 の償還期間の 延長</p>	<p>小規模企業向け設備導入資金貸付制度について、被災した企業の既往貸付金の償還期間を2年延長します。</p> <p>償還期間：7年以内→9年以内（2年延長）</p>	<p>(財)茨城県中小企業振興公社 設備助成課 TEL 029-224-5318</p>

(2) 保証制度関係

名 称	概 要 等	問い合わせ先
災害関係保証	<p>被災された中小企業者等が金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、茨城県信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行います。</p> <p>保証限度額：無担保8千万円，普通2億円 保証期間：設備資金15年（据置2年）以内 運転資金10年（据置2年）以内 保証料：0.7% ※市町村等から罹災証明を受ける必要があります。</p>	茨城県信用保証協会 TEL 029-224-7811
経営安定関連保証 （セーフティーネット保証）5号	<p>国が指定した不況業種（※）に属する事業を行っており，以下のいずれかの要件に該当する中小企業者が金融機関から借入を行う場合，茨城県信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行います。</p> <p>※H23.4.1～H24.3.31の間は，原則全業種（82業種）が対象</p> <p>対象要件</p> <p>①最近3カ月の平均売上高等が前年同期比で5%以上減少している場合</p> <p>②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず，製品等価格に転嫁できていない場合</p> <p>③地震の発生後，最近1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し，かつ，その後2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる場合</p> <p>④円高の影響により，最近1カ月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し，かつ，その後2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる場合</p>	茨城県信用保証協会 TEL 029-224-7811

	<p>保証限度額：無担保 8 千万円，普通 2 億円 保証期間：設備資金 15 年（据置 2 年）以内 運転資金 10 年（据置 2 年）以内 保証料：0.9%</p>	
東日本大震災復興 緊急保証	<p>震災により直接又は間接被害を受け，以下のいずれかの要件に該当する中小企業者が金融機関から借入を行う場合，茨城県信用保証協会が一般保証，災害関係保証・セーフティネット保証とは別枠で保証を行います。</p> <p>対象要件</p> <p>【特定被災区域内】</p> <p>①震災の影響により業況が悪化している方 ②原発事故に係る警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域の区域内の方</p> <p>【特定被災区域外】</p> <p>③特定被災区域内の事業者と取引関係があり，かつ，震災の影響により業況が悪化している方 ④震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化少している方</p> <p>保証限度額：無担保 8 千万円，普通 2 億円 保証期間：設備資金 10 年（据置 2 年）以内 運転資金 10 年（据置 2 年）以内 保証料：0.7%</p>	茨城県信用保証協会 TEL 029-224-7811

(3) 政府系金融機関等関係

事項名	概要等	問い合わせ先
東日本大震災復興特別貸付	<p>被災された中小企業者を対象として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、運転資金又は設備資金を融資します。</p> <p>融資限度額：中小企業事業 3億円(別枠) 国民生活事業 6千万円(別枠)</p> <p>融資金利：最大1.4%引下げ (貸付後3年間、所定の限度額の範囲内)</p> <p>地震津波等により事業者が全壊・流出した方等は、貸付後3年間、実質金利ゼロ</p>	<p>日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505</p> <p>※土日祝日の場合 ・中小企業事業 TEL 0120-327-790 ・国民生活事業 TEL 0120-220-353</p> <p>商工組合中央金庫 TEL 029-225-5151 ※土・日・祝日の場合 TEL 0120-542-711</p>
小規模企業共済に係る救済措置	<p>被災された小規模企業共済契約者に対し、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の納付・一時貸付金の返済猶予 ・共済金支払の迅速化 等 	<p>中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL 050-5541-7171</p>
中小企業倒産防止共済に係る救済措置	<p>被災された中小企業倒産防止共済契約者に対し、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の納付・共済金貸付金の返済猶予 ・共済金支払の迅速化 ・災害による不渡りとなった手形・小切手等を所持する場合、共済金貸付請求可 	<p>中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL 050-5541-7171</p>

(4) 市町村関係

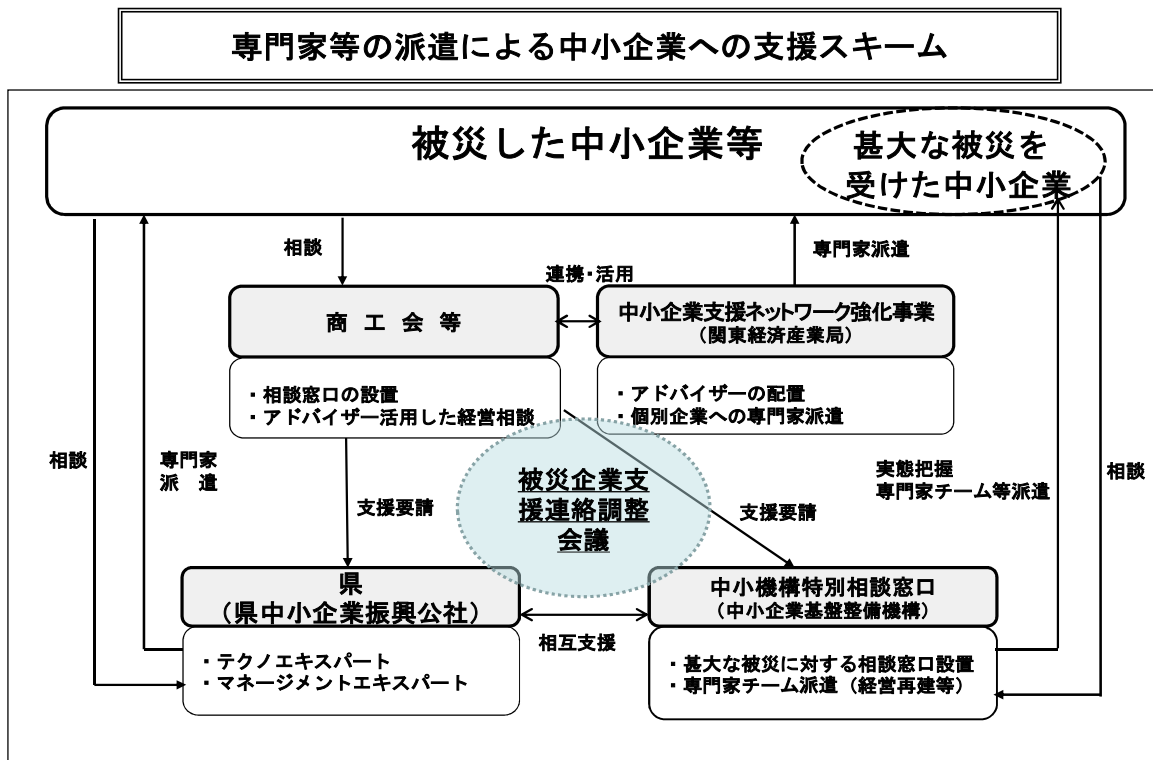
名称	概要等	問い合わせ先
自治金融	<p>融資限度額：設備資金 1千万円 運転資金 5百万円 設備・運転合わせて1千万円以内</p> <p>融資金利：1.75%</p> <p>融資期間：設備7年以内 運転5年以内</p>	各市町村商工担当課

4 技術・経営に関する支援

(1) 専門家等の派遣

被災された中小企業等の技術や経営に関する課題を解決するため、関係機関で構成する「被災企業支援連絡調整会議」を設置し、有機的な連携のもと、専門家等を被災地域や企業の現場に派遣し、復旧・復興に向けた助言等を行います。

事項名	概要等	問い合わせ先
テクノエキスパート派遣	被災された中小企業等の技術に関する様々な課題を解決するため、技術面の専門家等（テクノエキスパート）を企業の現場等に派遣し、助言等を行います。	(財)茨城県中小企業振興公社 新事業支援室 TEL 029-224-5339
マネジメントエキスパート派遣	被災された中小企業等の経営に関する様々な課題を解決するため、経営面の専門家等（マネジメントエキスパート）を企業の現場等に派遣し、助言等を行います。	(財)茨城県中小企業振興公社 新事業支援室 TEL 029-224-5339
中小企業支援ネットワークアドバイザー派遣	被災地域における商工団体等からの依頼により、関東経済産業局が被災された中小企業等の復興へ向けた経営相談等に応じる専門家等を派遣します。	関東経済産業局 中小企業課 TEL 049-600-0322



(2) 技術的な課題に関する支援

被災された中小企業等の技術的な課題の解決を図るため、茨城県工業技術センターに「震災対応技術相談窓口」を設置し、技術相談や設備使用、依頼試験等に応じるとともに、「工業技術研究会」や「いばらき成長産業振興協議会」等の企業ネットワークを活用し、被災企業の復旧・復興へ向けた取組を支援します。

事項名	概要等	問い合わせ先
茨城県工業技術センター (技術相談・設備使用・依頼試験)	主な内容 ・「震災対策技術相談窓口」を設置し、被災された中小企業等の復旧・復興へ向けた生産活動における様々な技術相談に応じます。	茨城県工業技術センター TEL 029-293-7212 繊維工業指導所 TEL 0296-33-4154 窯業指導所 TEL 0296-72-0316
企業ネットワークを活用した復旧・復興支援	主な内容 ・「工業技術研究会」や「いばらき成長産業振興協議会」等の企業ネットワークを活用し、設備改修等に関する情報共有を図るなどにより、被災企業の復旧を支援します。	茨城県商工労働部 産業政策課 TEL 029-301-3522 産業技術課 TEL 029-301-3579 (株)つくば研究支援センター TEL 029-858-6020

(3) 受注機会の確保等に関する支援

被災された中小企業等の受注機会の確保や取引の適正化を図るため、ビジネスコーディネーターの企業訪問や特別商談会の開催等により、県内外の大手企業等とのマッチングを図るとともに、震災による具体的な取引トラブル等の相談に応じます。

事項名	概要等	問い合わせ先
ビジネスコーディネーター支援 (商談会・展示会の開催等)	主な内容 ・ビジネスコーディネーターが大手企業等を訪問し、本県企業の復旧等を積極的にPRするとともに、被災された企業に重点化した特別商談会・展示会等への出展を支援します。 ・被災された県内中小企業等の商談会・展示会への出展や、商工団体・組合等が行う商談会・展示会の開催等を支援します。	(財)茨城県中小企業振興公社 企業振興課 TEL 029-224-5317 茨城県商工労働部 産業技術課 TEL 029-301-3579
下請かけこみ寺	主な内容 ・震災による具体的な取引トラブル等の相談に対し、中小企業の取引問題に関する専門家(相談員)が、適切な助言等を行います。	(財)茨城県中小企業振興公社 企業振興課 TEL 029-224-5317

5 事業協同組合等への支援

被災された事業協同組合等の復旧のため、国の補助事業を活用し、被災共同施設等の災害復旧事業を支援します。

事項名	概要等	問い合わせ先
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助	<p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。 <p>※都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国がその経費の2/3を補助します。</p> <p>※被災共同施設：組合で共同利用する倉庫、生産・加工施設、検査施設、共同作業場、原材料置き場、販売施設</p>	茨城県商工労働部 中小企業課 TEL 029-301-3554

6 中小企業等のグループへの支援

東日本大震災により被災された中小企業の皆様の施設・設備の復旧・整備を支援するため、「中小企業等グループ施設等災害復旧事業」を実施いたします。

事項名	概要等	問い合わせ先
中小企業等グループ施設等復旧整備事業	<p>被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして、県から認定を受けた場合に、施設等の復旧・整備に必要な費用の一部を補助し、被災地域及び県内産業の復旧・復興を促進します。</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 復興事業計画の認定を受けた中小企業等で構成されたグループの構成員 ○対象施設 生産施設・加工施設・その他復興事業計画の実施に不可欠な施設 ○補助率 被害を受けた施設等の復旧に要する経費の3/4を補助（国1/2，県1/4） 	茨城県商工労働部 中小企業課 TEL 029-301-3554

7 二重債務問題に対する支援

被災事業者の二重債務問題※に対応するため、ワンストップ相談窓口を開設するとともに、既往債権の買取を行う「茨城県産業復興機構」を設立しました。

名称	概要等	問い合わせ先
茨城県産業復興相談センター	設置場所：水戸市城南 1-2-43 NKCビル 5階 501号 電話番号：029-302-5880 受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く） 相談内容：被災した事業者の二重債務問題をはじめとした様々な相談に対応	茨城県産業復興相談センター TEL 029-302-5880 茨城県商工労働部 中小企業課 TEL 029-301-3554
茨城県産業復興機構	「茨城県産業復興機構」は、「茨城県産業復興相談センター」の要請に基づき、被災事業者の既往債権を、新たな資金調達を条件に金融機関から買取、一定期間、被災事業者の債権を棚上げし、元本及び金利返済を凍結することにより、事業の再建を支援します。 設立日：平成23年11月30日 出資総額：50億円 （進捗に応じて最大100億円を想定） 【出資内訳】 （独）中小企業基盤整備機構：40億円 茨城県及び地域金融機関等：10億円 運営会社：いばらきクリエイト(株)	茨城県商工労働部 産業政策課 TEL 029-301-3530 茨城県商工労働部 中小企業課 TEL 029-301-3554

※既往債務が大きな負担となり、新規資金調達が困難となる問題

8 BCP(事業継続計画)策定に関する支援

中小企業が、大地震等の緊急事態に遭遇した場合において、事業を継続あるいは早期普及できるよう、非常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法などを取り決めておくBCP(事業継続計画)の策定を支援します。

事項名	概要等	問い合わせ先
中小企業に対するBCP策定支援	主な内容 ・BCP普及啓発セミナーの開催 1/17(水戸), 1/20(つくば) ・BCP策定支援 中小企業のBCP策定を専門コンサルタントが無料で支援します。(募集20社)	茨城県商工労働部 中小企業課 TEL 029-301-3554 ニュートン・コンサルティング(株) 【県業務委託先】 TEL 03-3239-9209

9 県税に関する特例

東日本大震災により住宅や自動車などに損害を受けた方に対しては、以下のような県税に関する特例が講じられます。

適用条件や申請方法等は、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

(1) 被災家屋の代替家屋等に係る不動産取得税の軽減措置

東日本大震災により滅失等した家屋の代替家屋等を取得した場合で、一定の要件を満たす場合には、被災家屋の面積相当分には不動産取得税が課されないような措置等が講じられます。

※東日本大震災により耕作等が困難となった農用地の代替農用地を取得した場合についても、同様の措置が講じられます。

※福島第一原子力発電所の事故に係る警戒区域内の家屋の代替家屋等についても、同様の措置が講じられます。

(2) 被災自動車の代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の軽減措置

東日本大震災により滅失等した自動車の代替自動車を取得した場合で、一定の要件を満たす場合には、自動車取得税及び自動車税（平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分）が非課税となる措置が講じられます。

※福島第一原子力発電所の事故に係る警戒区域内の自動車の代替自動車についても、同様の措置が講じられます。

(3) 住宅や家財などに損害を受けた場合の個人県民税の軽減措置

東日本大震災により住宅や家財等に損害を受けた場合は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより、個人県民税の軽減を受けることができます。

この軽減措置は、所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。

(4) 徴収の猶予、申告・納付等の期限延長

東日本大震災で被災されたことにより、県税を一時納めることができない場合や申告・納付を行うことができない場合には、原則として1年以内に限り納税を猶予する措置や2ヶ月以内の範囲で申告・納付等の期限を延長する措置を受けることができる場合があります。

【県税に関する問い合わせ先】

名 称	住 所	電話番号
水戸県税事務所	水戸市柵町 1-3-1 (水戸合同庁舎内)	029-221-4803
(自動車税分室)	水戸市住吉町 292-10	029-247-1297
常陸太田県税事務所	常陸太田市山下町 4119 (常陸太田合同庁舎内)	0294-80-3310
(高萩支所)	高萩市春日町 3-1 (高萩合同庁舎内)	0293-22-2019
行方県税事務所	行方市麻生 1700-6 (行方合同庁舎内)	0299-72-0771
土浦県税事務所	土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎内)	029-822-7176
(自動車税分室)	土浦市卸町 2-1-5	029-842-7812
(稲敷支所)	稲敷市江戸崎甲 541 (稲敷合同庁舎内)	029-892-6111
筑西県税事務所	筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎内)	0296-24-9183
(境支所)	猿島郡境町長井戸 320 (境合同庁舎内)	0280-87-1120
茨城県総務部税務課	水戸市笠原町 978-6	029-301-2418

10 風評被害対策

福島第一原発事故に伴う風評被害に対応するため、復旧・復興へ向けて取り組む県内企業や観光・物産等を、様々な機会や広報媒体等を活用して国内外に積極的にPRするとともに、国等の動向の把握に努めながら損害賠償請求に関する情報提供等を行います。

事項名	概要等	問い合わせ先
キャンペーン等の実施	<p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興へ向けた県内企業や観光・物産に係るキャンペーン等を実施します。 ・各種広報媒体を活用した国内外へのPRを実施します。 ・県内のショッピングセンター等で被災地域の商店等の商品販売やPRを実施します。 ・旅行会社等に無償で観光バスを提供することにより、旅行代金を引き下げ、首都圏や茨城空港の就航先等から団体客を誘致します。 	<p>茨城県商工労働部 (工業関係) 産業技術課 TEL 029-301-3579</p> <p>(商業関係) 中小企業課 TEL 029-301-3544</p> <p>(観光・物産関係) 観光物産課 TEL 029-301-3617</p> <p>(工業製品の放射線測定) 茨城県工業技術センター TEL:029-293-7212 FAX:029-293-8029</p>
損害賠償に関する情報提供等	<p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等の動向の把握に努めながら、県内の被災された方々に対し、損害賠償の請求等に関する情報提供等を行います。 	
工業製品の放射線量測定	<p>茨城県工業技術センターでは、県内中小企業の工業製品の放射線量測定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定対象:工業製品(1m×1m×1m 概ね30kg以内に限定) ・1社あたり5試料まで(食品、液体は不可) ・測定料金:無料 	

II 雇用対策について

1 相談窓口の開設

(1) 就職支援、労働相談及び生活支援に関する相談窓口

震災等により離職を余儀なくされた方の再就職等を支援するため、いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区就職支援センターに求人情報の提供など就職支援や労働相談、生計の維持など生活支援に関する相談に応じる緊急雇用相談窓口を開設しています。

名 称	概 要 等	問い合わせ先
緊急雇用相談 窓口	<p>①いばらき就職・生活総合支援センター 設置場所：水戸市三の丸 1-7-41 受付時間：9：00～20：00（平日） 9：00～17：00（土・日） ※生活相談は9：00～17：00（月～土） ※祝日・年末年始は休業</p> <p>相談内容：求人情報の提供，職業相談 等 労働条件，解雇に関する相談 等 生活福祉資金貸付制度の紹介 等</p> <p>相談員：就職相談員，労働相談員，生活支援相談員（社会福祉士）等</p> <p>②各地区就職支援センター（労働相談センター） 設置場所：県北地区 県常陸太田合同庁舎内 （常陸太田市山下町 4119） 日立地区 日立商工会議所会館内 （日立市幸町 1-21-2） 鹿行地区 県鉾田合同庁舎内 （鉾田市鉾田 1367-3） 県南地区 県土浦合同庁舎内 （土浦市真鍋 5-17-26） 県西地区 県筑西合同庁舎内 （筑西市二木成 615）</p> <p>受付時間：9：00～16：00（平日） ※生活相談は行いません。 ※土・日・祝日・年末年始は休業 ※労働相談は9：00～16：00（月・火・金） 9：00～12：00（水・木）</p>	<p>いばらき就職・生活総合支援センター （就職支援） TEL 029-300-1916 TEL 029-300-1715 （労働相談） TEL 029-233-1560 （生活相談） TEL 029-232-1245</p> <p>県北地区 （就職・労働相談） TEL 0294-80-3366</p> <p>日立地区 （就職・労働相談） TEL 0294-27-7172 TEL 0294-24-1118</p> <p>鹿行地区 （就職・労働相談） TEL 0291-34-2061 TEL 0291-33-5267</p> <p>県南地区 （就職支援） TEL 029-825-3410 TEL 029-825-2822 （労働相談） TEL 029-822-8520</p> <p>県西地区 （就職支援） TEL 0296-23-3811 TEL 0296-22-0163 （労働相談） TEL 0296-24-9136</p>

(2) 茨城労働局（ハローワーク・労働基準監督署）の相談窓口

被災された方の仕事に関する相談や、被災された事業主に対する各種助成金の支給申請、新卒者の内定取消しの防止などの相談に対応するため、県内の各ハローワークに震災特別相談窓口を開設するとともに、労働条件などに関する相談に対応するため、労働基準監督署に緊急相談窓口を開設しています。

名 称	概 要 等	問 い 合 せ 先
震災特別相談窓口	設置場所：ハローワーク（県内13か所） 相談内容：被災者の仕事に関する相談 ・被災事業者の各種助成金の申請に関する相談 ・採用内定取消しに関する相談 等 ※水戸・土浦ハローワークには、上記に加え、「学生等震災特別相談窓口」を設置	ハローワーク 水戸 TEL 029-231-6221 笠間 TEL 0296-72-0252 日立 TEL 0294-21-6441 筑西 TEL 0296-22-2188 下妻 TEL 0296-43-3737 土浦 TEL 029-822-5124 古河 TEL 0280-32-0461 常総 TEL 0297-22-8609 石岡 TEL 0299-26-8141 常陸大宮 TEL 0295-52-3185 龍ヶ崎 TEL 0297-60-2727 高萩 TEL 0293-22-2549 常陸鹿嶋 TEL 0299-83-2318
緊急相談窓口	設置場所：労働基準監督署（県内8か所） 相談内容：労働条件、安全衛生、労働保険、労働補償などに関する相談 等	労働基準監督署 水戸 TEL 029-226-2237 日立 TEL 0294-22-5187 土浦 TEL 029-821-5127 筑西 TEL 0296-22-4564 古河 TEL 0280-32-3232 常総 TEL 0297-22-0264 龍ヶ崎 TEL 0297-62-3331 鹿嶋 TEL 0299-83-8461

(3) 外国人相談窓口

震災等でお困りの外国人の方を支援するため、外国語での相談や情報提供を行う相談窓口を開設しました。

名 称	概 要 等	問 い 合 せ 先
外国人相談窓口	設置場所：茨城県国際交流協会 受付時間：8:30～17:00 対応言語：曜日ごとに異なります。 日本語、英語（平日） 中国語（月曜日（午後）、水曜日） ポルトガル語（月曜日（午前）、木曜日） 韓国語、スペイン語（火曜日） タイ語（水曜日、金曜日） タガログ語（木曜日） インドネシア語（金曜日）	茨城県国際交流協会 （災害多言語支援センター） TEL 029-244-3811
外国人就労・就学サポートセンター	設置場所：常総市水海道森下町 4346-3 杉田ビル 2 階 受付時間：10:00～19:00（平日） 10:00～17:00（土曜日） 対応言語：ポルトガル語 相談内容：就職支援と子息の就学支援	茨城県外国人就労・就学サポートセンター TEL 080-3502-5410 TEL 090-8854-0831 （日本語）

2 雇用の維持に関する支援

震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用を維持するため、一時的に休業等を行った場合、国が当該休業等に係る休業手当相当額等の一部を助成します。

事項名	概要等	問い合わせ先
中小企業緊急雇用安定助成金 (雇用調整助成金)	<p>主な支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。 <p>助 成 率：休業手当又は賃金相当額の4/5 解雇等を行わない場合9/10</p> <p>支給限度日数：3年間で300日</p> <p>上 限 額：7,890円/日</p>	<p>ハローワーク</p> <p>水戸 TEL 029-231-6221 笠間 TEL 0296-72-0252 日立 TEL 0294-21-6441 筑西 TEL 0296-22-2188 下妻 TEL 0296-43-3737 土浦 TEL 029-822-5124 古河 TEL 0280-32-0461 常総 TEL 0297-22-8609 石岡 TEL 0299-26-8141 常陸大宮 TEL 0295-52-3185 龍ヶ崎 TEL 0297-60-2727 高萩 TEL 0293-22-2549 常陸鹿嶋 TEL 0299-83-2318</p> <p>茨城労働局職業対策課 TEL 029-224-6219</p>

3 離職者等への支援

被災した事業所が休止・廃止したことにより、休業や一時的な離職を余儀なくされた方を支援するため、国が雇用保険失業給付の特例措置として失業手当を給付します。

また、賃金の支給が滞っている方を支援するため、国が未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

事項名	概要等	問い合わせ先
雇用保険失業給付の特例措置 (災害時における雇用保険の特例措置)	<p>支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が災害を受けたことにより事業休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方 ・災害救助法適用地域にある事業所が災害により事業休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方 <p>※詳細は右記にお問い合わせください</p>	<p>ハローワーク</p> <p>水戸 TEL 029-231-6221 笠間 TEL 0296-72-0252 日立 TEL 0294-21-6441 筑西 TEL 0296-22-2188 下妻 TEL 0296-43-3737 土浦 TEL 029-822-5124 古河 TEL 0280-32-0461 常総 TEL 0297-22-8609 石岡 TEL 0299-26-8141 常陸大宮 TEL 0295-52-3185 龍ヶ崎 TEL 0297-60-2727 高萩 TEL 0293-22-2549 常陸鹿嶋 TEL 0299-83-2318</p> <p>茨城労働局職業安定課 TEL 029-224-6218</p>
未払賃金立替払制度	<p>支給対象</p> <p>(対象事業主)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域に本社機能を有する事業場が所在している中小企業主で、地震による建物の倒壊等直接的被害により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払い能力がない者 <p>(対象労働者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業場において、使用されていた労働者で地震災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払いとなっている者 <p>立替払額：未払賃金の額の8割 ※退職時の年齢に応じ、上限額を88万円～296万円を設定</p>	<p>労働基準監督署</p> <p>水戸 TEL 029-226-2237 日立 TEL 0294-22-5187 土浦 TEL 029-821-5127 筑西 TEL 0296-22-4564 古河 TEL 0280-32-3232 常総 TEL 0297-22-0264 龍ヶ崎 TEL 0297-62-3331 鹿嶋 TEL 0299-83-8461</p>

4 離職者等の雇用に関する支援

震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に對して、助成金を支給します。

事項名	概要等	問い合わせ先
被災者雇用開発助成金	<p>(支給対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月2日以降、被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用（雇用保険の一般保険者として雇用）することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主 <p>(対象労働者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 震災により離職された方 <ol style="list-style-type: none"> ①東日本大震災発生時に被災地域において就業していた方 ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方 ③震災により離職を余儀なくされた方 2. 被災地域に居住する方 <ol style="list-style-type: none"> ①震災後、安定した職業についたことのない方 ②震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く <p>(支給額等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象期間：1年間 ○支給額： <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者以外：大企業 50万円 <li style="padding-left: 100px;">：中小企業 90万円 ・短時間労働者：大企業 30万円 <li style="padding-left: 100px;">：中小企業 60万円 	<p>ハローワーク</p> <p>水戸 TEL 029-231-6221 笠間 TEL 0296-72-0252 日立 TEL 0294-21-6441 筑西 TEL 0296-22-2188 下妻 TEL 0296-43-3737 土浦 TEL 029-822-5124 古河 TEL 0280-32-0461 常総 TEL 0297-22-8609 石岡 TEL 0299-26-8141 常陸大宮 TEL 0295-52-3185 龍ヶ崎 TEL 0297-60-2727 高萩 TEL 0293-22-2549 常陸鹿嶋 TEL 0299-83-2318</p> <p>茨城労働局職業安定課 TEL 029-224-6218</p>

5 雇用の場の創出

被災された方の雇用の場を創出するため、国の交付金を活用した雇用創出等基金事業の要件緩和を行い、新たに追加した震災対応事業において被災された方の雇用を要件とする事業を構築し、実施します。

事項名	概要等	問い合わせ先
雇用創出等基金事業 (重点分野雇用創造事業) (緊急雇用創出事業)	<p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金を活用した雇用創出等基金事業において、新たに震災対応事業を追加するなど要件を緩和し、被災された方の雇用の場を創出します。 <p>要件緩和の主な概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象分野に震災対応事業を追加しました。 ・震災対応事業で実施する事業は被災者を雇用します。 ・「1年以内。更新不可」の雇用期間を「2回以上の更新可能」とします。 	茨城県商工労働部 労働政策課 TEL 029-301-3645

6 再就職のための公共職業訓練の実施

震災の影響により離職された方が再就職のために必要な職業能力を身に付けるため、様々な公共職業訓練を実施します。

事項名	概要等	問い合わせ先
緊急雇用対策訓練	<p>主な職業訓練の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス科 (訪問介護員1級又は2級の取得) ・IT実務科 (ワード、エクセル等パソコン操作技術の習得) ・医療事務科 (医療機関等の保険請求業務に関する知識習得) ・農業実践科 (野菜、水稲栽培などに関する知識・技能の習得) ・建設機械運転技能科、小型移動式クレーン・玉掛け技能科、 フォークリフト運転技能科 ほか (労働安全衛生法に基づく技能講習の資格取得) <p>※詳細は、右記にお問い合わせください</p>	<p>茨城県商工労働部 職業能力開発課 TEL 029-301-3656</p> <p>水戸産業技術専門学院 TEL 029-269-2160</p> <p>日立産業技術専門学院 TEL 0294-35-6449</p> <p>鹿島産業技術専門学院 TEL 0299-69-1171</p> <p>土浦産業技術専門学院 TEL 029-841-3551</p> <p>筑西産業技術専門学院 TEL 0296-24-1714</p> <p>古河産業技術専門学院 TEL 0280-76-0049</p>

7 勤労者等の生活支援融資制度

勤労者の生活を支援するため、失業した場合やまとまった資金が必要な場合、一定の生活資金を融資します。

事項名	概要等	問い合わせ先
緊急生活支援 融資制度	<p>①失業者等緊急生活資金 融資対象：失業後6か月以内で求職活動をしている者 ：雇用保険受給資格がある者 ：勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている者 融資限度額：50万円 融資期間：5年以内 融資金利：1.2% 保証料：0.7%</p> <p>②勤労者緊急生活資金 融資対象：同一勤務先に1年以上勤務している者 ：前年年収が150万円以上ある者 貸付限度額：100万円 融資期間：5年以内 融資金利：1.7% 保証料：0.7%</p>	<p>(制度について) 茨城県商工労働部 労働政策課 TEL 029-301-3640</p> <p>(申込窓口) 中央労働金庫 茨城地区各支店</p>